

雫石町地域防災計画見直し（案）に対する意見について

1. 実施状況

（1）意見の募集期間

令和5年12月5日（火）～令和6年1月5日（金）

（2）閲覧場所

役場総合案内、町中央公民館、町内各地区公民館、町ホームページ

（3）意見の提出方法

郵便、FAX、電子メール、ご意見箱への投函、防災課への持参

（4）お寄せいただいたご意見

1名の方から4項目のご意見等をいただきました。意見の反映状況は次のとおりです。

2. ご意見の反映状況

【反映区分】

- A：案で反映済み（案に対する賛意を含む） B：意見を反映して案の修正等を行う
C：施策の実施計画、実施段階で反映 D：反映困難 E：その他（参考意見）

章・節	意見等の概要	反映区分	対応方針
第1章 第4節 雫石町防災会議	雫石町防災会議の構成員の中に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」とあるが、防災アドバイザーを追加してはどうか。	E	防災アドバイザーは訓練や研修、発災前後においてアドバイスをいただくことを目的としているため、構成員には含まれないと捉えております。
第1章 第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	第3章第6節第3-4-(2)において、「道路管理者は、(中略)建設業協会等と応援協定を締結するなど」と記載があるため、第1章第5節第2に雫石建設協議会や産業廃棄物協会の大綱を追加してはどうか。	A	雫石建設協議会や産業廃棄物協会を大綱に追加させていただきます。
第2章 第5節 避難対策計画	旧南畑小学校の名称について、鶯宿温泉スポーツセンターに改称したのではないか。	B	ご指摘の通り、修正させていただきます。
第3章 第2節 気象予報・警報等の伝達計画	竜巻注意情報が記載されているが高温注意情報(熱中症警戒アラート)も入れるべきではないか。	E	高温注意情報は気象庁で発表する気象予報・警報とは異なるため、計画に反映させることはできませんのでご了承願います。